

Title	<論文>明治初期における女児小学：島根県を例として
Author(s)	森岡, 伸枝
Editor(s)	
Citation	人間関係論集. 1999, 16, p.93-138
Issue Date	1999-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10466/1765
Rights	

論文

「明治初期における女児小学—島根県を例として—」

森岡伸枝

はじめに

わが国の教育制度は明治5年の「学制」頒布から始まったが、その制定趣旨を述べている「被仰出書」には「自今以後一般ノ人民（割注：華士族農工商及婦女子）必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」¹とある。ここに、四民平等・男女平等理念が掲げられていると先行研究において述べられてきた²。また「学制」第27章では男女の別無く、全人民が8年制の尋常小学を卒業することが定められている。従来、女子の教育を受ける機会が非常に限られていたことをふまえると、女子教育史上における「学制」の意義は大きい。

しかし「学制」第21章では小学校を「数種ニ別ツヘシ。然トモ均ク之ヲ小学ト称ス。即チ尋常小学、女児小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学ナリ」³（句読点は引用者による。以下本論文中の引用につき同様）とし、尋常小学の他に女児小学を規定し、小学における男女の分離を認めている。また、女児小学は「学制」第26章において「尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ」⁴と規定されている。

ここで「学制」はどこまでの男女平等理念を実現しようとしていたのか疑問が生じる。そこで男女別教育と男女平等理念との関係を明らかにする必要がある。

先行研究で女児小学について詳細に考察しているのは高野俊⁵のみである。高野は各学校沿革史並びに学事関係文書等を中心として女児小学の実態を明ら

かにしようと試みている。高野が述べるように「女児小学の事実調査に基づいた実態と問題点が全国的に明らかにされなければならない」⁶状況にあり、高野の研究対象となった地域以外について個別的研究を積み上げる必要がある。

そこで本論文においては、島根県における女児小学の実態を明らかにすることにより、男女別教育と男女平等理念の関係を捉えることを目的とする。

第1章 島根県の女児小学

島根県は明治2年の版籍奉還の時に存在した「松江藩」、「広瀬藩」、「母里藩」が、明治4年7月の廃藩置県と共に「松江県」、「広瀬県」、「母里県」となり、同年11月にこれら3県が合併してできたものである⁷。以後、明治9年4月に「浜田県」を、同年8月に「鳥取県」を併合し、明治14年に「鳥取県」を分離して現代に至っている⁸。

本章では主として小学校設立が開始される明治6年から教育令発布の明治12年までを対象とし、島根県下の小学における男女別教育の実態について検討し、島根県全体の女子の教育について述べていく。島根県に着目した理由は以下の4点である

- ①全国的にも稀な〇〇女児小学という名称で女児小学が設立されていること⁹。
- ②女児小学に対応する男児のみの小学（以下男児小学と記す）が設立されていること。
- ③男女同校の尋常小学として届けられたが、実質的には校舎・教場を男女別に分ける小学がみられること。
- ④明治8年という全国的にも極めて早い時期に、裁縫の教則・試験法が当県の政策として制定されていること¹⁰。

第1節 女児の就学とその奨励

当県では女児小学の設置や裁縫教育が行なわれたが、ここではそれに至った

背景を考える。

「学制」頒布後の当県の県官や学務関係者は、各種の布達や管内の巡回を通し、「学制」の趣旨及び学問の重要性について説諭を重ねた。そして明治6年4月より各地に小学が設置され児童の就学も始まった¹¹。当県の就学率を示すと（表1-1）のとおりである。

（表1-1）学齡児童就学率 (%)

年	島 根			全 国		
	男	女	計	男	女	計
明治7	50.90	10.19	31.60	46.17	17.22	32.30
8	57.04	13.28	36.23	50.73	18.70	35.38
9	53.51	14.36	34.73	54.16	21.03	38.32
10	51.54	12.76	32.88	55.97	22.48	39.88
11	48.55	11.15	30.65	57.59	23.51	41.26
12	50.98	12.00	32.17	58.21	22.59	41.16

『島根県近代教育史』第2巻、186頁より引用。

島根県の女児小学設立の初期、かつ裁縫教則の制定以前である明治7、8年に注目すると、島根県の男子の就学率が全国平均以上であるのに対し、女子のそれは全国平均以下であることがわかる。したがって当県全体の就学率を下げる原因は女児の就学率の低率にあったといえる。この状況から当県は明治7年5月30日に女子の就学奨励の達書を出し、「修学ハ知識才能ヲ伸ブル、又何ソ男女ノ別アルコト有ン」¹²という男女の教育の平等など、被仰出書の趣旨を敷衍している。次いで「男児ニシテ就学ノ者幾ント七千人、其女子ニ於ルヤ尚十分ノ一二過ス」¹³という当県女子の就学率の低さを慨嘆し、「凡ソ女子ハ成長ノ后人ノ嫁婦トナリ而モ一家ノ内相タリ」¹⁴とし、女子に学問の必要な理由を述べている。その後半部分を以下に掲げる。

従来女子ノ養育タルヤ鼻近目下ノ慈愛ニ過キ、一室ノ内ニ長シ、学問ノ何タルヲ知ラス。素ヨリ時勢ノ然ラシムル処ト雖モ、尚今日ニ至リ偶女子入校ノ志アルモ、却テ容貌修飾ノ弊ニ固着シ其志ヲ吞ンテ止ム等、何ソ時勢ニ惑ヘルノ甚シキヤ。宜ク父母タル者、定省以テ此学興起ノ美典ニ従ヒ、児女教育ノ機ヲ不誤ルヘシ。依テ速ニ就学セシメ、将来吾子ノ教育、一家ノ良相タランヲ欲シ、其生ヲ遂ケシメンコト是專要ナリ。

右之通管内無漏相達スル者也。

明治七年五月三十日 島根県権令 井関盛良¹⁵

従来の女子教育観（学問は女子には不要）からぬけ出せず、女子は就学の機会を失っているので、女子の就学に積極的になるように保護者へ呼びかけている。この達書から保護者の女子の就学への認識が低いことが読み取れる。

次いで当県は明治8年2月10日発行の文部省報告¹⁶を同年3月28日に布達した。この報告では、東京女子師範学校の設立に関連させて女子教育の必要性を説き、父母は女子教育の振興に積極的でなければならぬと述べている。なお、この達書を布達した理由について当県は以下のように述べている。

（明治8年3月）廿八日 文部省第三号ノ報告ヲ布達ス

女子就学ノ事ハ、昨年ノ^(ママ)四月^(ママ)續^(ママ)告論ニ及ヒケレトモ、未タ其影響ヲ得ルニ至ラザルノ際、文部省第三号ノ報告ヲ得タリ。其文、人心ヲ感発ス可キヲ以管下ニ布テ、特ニ父母タル者ニ注意セシメシナリ。¹⁷

つまり、明治7年5月の布告は女子の就学者の増加にあまり効果が無かったので、再び女子の就学を喚起する文部省報告を布達するに至ったのである。

以上のような達書を再度布告していることから、当県は女子教育に積極的であったことがわかる。このような背景の下に女児小学の設立や裁縫教則の制定が実施されていく。

ところで『島根県近代教育史』によると、女児小学の設立は女子の就学率向上にほとんど効果が無かったとされている¹⁸。たしかに（表1-1）を見る限りではそのように思われるが、県全体ではなく、女児小学が設立された地域に限定して女子の就学率を比較検討しなければならないと考える。そこで松江の女児小学を取りあげて就学率と女児小学設立との関係を検討する。

第2節 男女の分離～女児小学と男児小学を中心として～

当県は裁縫教育を行う女児小学を設立しているが、同時に男児小学も設立している。ここでは女児小学の特徴の一つである男女別の学校形態に注目し、女児小学を男女の分離の観点から検討する。学校形態から男女の分離を考えると、①男女別に校舎が分かれること、②男女同一校舎で教場が男女別であること、の二通りに分けられる。

そこで、①については女児小学と男児小学についてとりあげ、これらと就学率との関係等を考察する。次に②に相当する学校（男女同校の尋常小学とされていたもの）について検討し、男女の分離の様相を探ることにする。

<校舎における男女の分離／女児小学と男児小学>

当県下における女児小学は（表1-2）のとおり11校設立された。明治8年の女児小学の女児数に着目すると、当県下の全公立学校生徒数の平均（1校あたり61.1人¹⁹）を大きく上回っていることがわかる。

(表1-2) 島根県下の公立女児小学

名称	地名	設立期 (明治)	女児数			女教職員()は別職員			設立の過程	
			明治8年	明治9年	明治10年	明治8年	明治9年	明治10年		
1 第15番小学	島根郡奥谷町	6年5月31日	/			/			男女同校の第12番小学が生徒増加のため男児学校と共に増設される。→女子生徒が集まらず明治6年11月28日に移転し男女同校となる。	
2 内中原女児小学	島根郡内中原町	7年8月1日	63	/		1(4)	/		男女同校の中原小学の分校として男児学校と共に設立される。→明治9年に男女同校の土手中原小学(新築校舎)に統合される。	
3 杵築女児小学	神門郡杵築村	7年	71	/		3(3)	/		男女同校の杵築小学が生徒増加のため、男児学校と共に設立される。→明治9年に男児学校と統合し、男女同校の杵築小学(新築校舎)となる。	
4 雑賀女児小学	意宇郡雑賀町	8年1月8日	96	119	112	3(1)	1(3)	1(4)	男女同校の本校雑賀南小学が生徒増加のため、分校として女子新入生を收容し設立された。→明治16年に各分校と共に合併され、男女同校の雑賀南小学(新築校舎)となる。	
5 天神町女児小学	意宇郡天神町	8年1月8日	157	136	149	1(3)	2(3)	1(3)	男児学校の灘町小学の分校として開設される。→明治12年に他の分校・本校と合併し、男女同校の白湯小学となる。	
寺町女児小学	意宇郡寺町	8年1月8日	100	130	125	1(2)	1(3)	2(3)		
6 奥谷女児小学	島根郡奥谷町	8年1月	88	92	/		2(2)	3(2)	男女同校の第15番小学が就学者増加のため、男児学校と共に設立される。→明治10年に男児学校と統合し、男女同校の北堀小学(新築校舎)となる。	
北堀女児小学	島根郡北堀町	8年1月	85	94	2(2)	2(3)	/			
7 平田女児小学	楯縫郡平田町	8年2月	76	59	82	1(2)	2(1)	1(1)	男女同校の平田一・二番小学が生徒増加のため、男児学校と共に分断される。→明治12年平田(男児小学)と合併し、男女同校(新築校舎)となる。	
8 南田町女児小学	島根郡南田町	8年1月8日	201	223	220	3(5)	2(3)	3(5)	男児学校の殿町小学の分校として設立される。→明治16年10月に男児学校と統合し、男女同校の北田町小学(新築校舎)となる。	
北田町女児小学	島根郡北田町	10年	/			65	/			(3)
9 直江女児小学	出雲郡直江町	9年	/		24	25	/		(1)	(1)

次に6校の設立の時期が明治8年1月と一致していることがわかる。さらに女児小学設立の過程には

①男女就学者の増加のために男女同校であったものを男女別に改組してできたもの（「第15番小学」「杵築女児小学」「平田女児小学」「雑賀女児小学」「奥谷女児小学」「北掘女児小学」「南田町女児小学」「北田町女児小学」）

②男児小学が先に設立され、後に女児小学が設立されたもの。（「天神町女児小学」「寺町女児小学」）

の二通りがみられる。

このように女児小学が設立され、一方では男児小学が設立されている。そこで（表1-2）の各女児小学に対応する順に男児小学を（表1-3）に示した。

(表1-3) 島根県下の公立男児小学 (表1-2の女児小学に対応する)

名称	地名	設立期 (明治)	男児数			男教職員(員)数			設立の過程
			明治8年	明治9年	明治10年	明治8年	明治9年	明治10年	
1 12番小学	島根郡奥谷町	6年5月9日	/						設立当初は男女同校であったが、明治6年5月31日より男児小学として設立される。→同年11月28日に移転し男女同校となる。同7年以降は桜崎小学に改称する。
2 内中原小学	島根郡内中原町	7年4月22日	55	/		3	/		設立当初は土手中原小学(男女同校)の分校として設立された男女同校であったが、明治8年より男児小学として設立される。→明治9年に土手中原小学に統合される。
3 杵第1番小学 杵第2番小学	神門郡杵築村 神門郡杵築村	7年 7年	196 128	/		5 5	/		明治6年創設の杵築小学(男女同校)を明治7年に4分割して男児小学として設立される。→明治9年に女児小学と統合し、男女同校の杵築小学となる。
4 雑賀西小学 雑賀東小学 堅町小学 新町小学	意宇郡堅町 意宇郡雑賀 意宇郡堅町 意宇郡新町	7年2月2日 7年4月20日 8年1月 8年1月	114 142 97 108 120 83 52	/		4 6 3 3 3	/		各校ともに男女同校の雑賀南小学の分校として設立される。→明治16年に女児小学と共に雑賀南小学(新築校舎)に統合される。
5 第6番小学 和田見小学	意宇郡灘町 意宇郡和田見町	6年4月30日 7年7月7日	212 175 201 184 224 177	/		5 6 4 5 6 5	/		明治7年より灘町小学に改称する。 灘町小学の分校として設立される。
6 第15番小学 第12番小学	島根郡石橋町 島根郡奥谷町	6年5月31日 6年5月31日	111 151 235 186	/		3 5 4 6	/		明治7年から男女同校となり、同年に石橋小学に改称する。 明治7年から男女同校となり、同年に櫻崎小学に改称する。 →両校共に同8年より男児小学となり、同10年に統合し、男女同校の北堀小学となる。
7 平田(1番)小学	橋縫郡平田町	6年	239 170 142	/		6 7 7	/		明治6年設立当時は男女同校であったが、明治8年より男児小学として設立される。→明治12年に女児小学と統合し、男女同校の平田小学(新築校舎)となる。
8 第17番小学 北田町小学	橋縫郡殿町 橋縫郡北田町	6年6月13日 7年3月	187 221 301 40 31	/		5 7 12 2 2	/		設立当初は男女同校であり、同7年に殿町小学に改称する。同8年より殿町小学の分校の男児学校として設立された。 →両校共に明治16年に男女同校の北田町小学となる。
9 直江小学	出雲郡下直江村	6年	/		76 41	/		4(1) 4	明治8年までは男女同校であったが、同9年より男児小学となる。

『文部省年報』、各学校沿革史、『松江市誌』、『島根県近代教育史第1巻』により作成。

女児小学に対応する男児小学は14校（明治8年）あり、このうちのほとんどが男児数100名を越える大規模なものであることは、女児小学と同様である。

では設立された女児小学と男児小学は、当県の全公立小学数に対してどの位の割合を占めているのだろうか。そこで（表1-4）にそれを示した。

（表1-4）島根県下の公立男児小学と女子小学設立の割合

	全公立小学数(a)	男児小学数(b)	女児小学数(C)	割合		
				b/a	c/a	(b+c)/a
明治8年	278校	92校	11校	33.1%	3.9%	37.1%
明治9年	919校	188校	8校	20.5%	0.8%	21.3%
明治10年	901校	231校	7校	25.6%	0.7%	26.4%

各文部省年報により作成

明治8年は男児小学の割合（ b/a ）が女児小学の割合（ c/a ）よりも高く、また女児・男児小学を合わせた割合（ $(b+c)/a$ ）は当県下公立小学総数の37.1%になることがわかる。

さらに、明治10年までの設立数の推移をみると、男児小学が増加していくのに対して、女児小学の数と割合は共に減少している。

ところで当県の本格的な小学設立は明治6年4月以降であるが、学制頒布直後の明治5年9月に県は「先ツ主部松江ニ小学ヲ開キ、其制ニ基キ遍ク管下ニ及サント」²⁰する方針をうちだしていた。また、明治7年に松江で学区取締正副戸長が就学を喚起していった結果、「庁下松江七区内学齡内ノ人員ヲ概算スルニ、凡八歩ノ就学ニ及フ、漸次各郡村人心帰向ノ度ヲ測リ其機ニ投シ論旨セハ、大ニ就学ノ路ヲ開クニ足ラン」²¹としている。

つまり島根県全体での小学の普及と就学率向上の目的のもとに、「松江」は島根県の学事のモデル地区とみなされていた。したがって「松江」の小学について検討することにより、当県が“積極的に男女別の小学を設立する計画であったのか否か”についてある程度推測することが可能であると思われる。そこ

で、「松江」に設立された男児小学、女児小学の割合を（表1－5）に示した。

（表1－5）松江の公立男児小学・女児小学設立の割合

	全公立小学数(a)	男児小学数(b)	女児小学数(c)	割合		
				b/a	c/a	(b+c)/a
明治8年	22校	11校	7校	50.0%	31.8%	81.8%
明治9年	20校	10校	6校	50.0%	30.0%	80.0%
明治10年	20校	8校	8校	40.0%	40.0%	80.0%

各文部省年報により作成。

各年共に「松江」の全公立学校総数の約8割が男児小学と女児小学で占められていることがわかる。つまり学事のモデル地区たる「松江」では、積極的に男女の分離が進められていたのである。

また、当県は文部省年報で「明治六年三月（中略）尚土地ノ景況ニ因リ、村落小学女児小学ヲ興立セントス。」²²と述べているように、明治6年の段階で女児小学設置の方針を表明していた。さらに明治8年11月当県公布の「小学教則及び教員心得、教場規則」の小学教員心得に「一 男女同校ノ向ハ其ノ教場ヲ区分スヘシ、決テ同席混淆セシムヘカラス」²³とあるように、男女同校では男女を区別するように指示している。したがって当県は男女別の小学設立を原則として考えていたのである。

しかし明治8年から10年にかけて、当県の女児小学の数は増加するどころか減少している（表1－4）。その原因の一つとして経済的な問題が考えられる。女児小学の設立時期とは少々異なるが、明治12年1月調査の小学積金が高額な小学を（表1－6）に示した。この表と（表1－2）を比較したとき、当県下の女児小学のほとんどがこの表の小学の設立地にあることがわかる。

(表1-6) 島根県下小学積金高額の小学校 明治12年1月調査

順位	学校名	郡名	積 金	女児小学の設立地にある小学に◎
1	平田小学	楯縫	3708円62銭4厘	◎
2	殿町小学	島根	2048円58銭4厘	◎
3	母里小学	能義	2037円32銭2厘	
4	多久和小学	飯石	1879円55銭7厘	
5	北堀小学	島根	1470円76銭6厘	◎
6	中原小学	島根	1448円35銭2厘	◎
7	給下小学	飯石	1303円29銭9厘	
8	鹿野小学	気多	1298円58銭4厘	
9	広瀬小学	能義	1072円51銭1厘	
10	白瀉小学	意宇	1069円38銭6厘	◎

『島根県近代教育史』第1巻, 136~137頁より作成

つまり経済的に恵まれた地域であることが、女児小学設置の条件であると考えられる。文部省年報において女児小学設立は「土地ノ景況ニ因(る)」と当県が述べたのは、女児小学設立は地域の経済力によることを意味していたと解釈できる。

ところで男児小学と女児小学の設立は、就学率とどのような関係があるのだろうか。(表1-7) に男児小学、女児小学が集中して設立されている松江の就学率を示した。

(表1-7) 松江の男児、女児就学率

	松江の就学率		島根県全体の就学率		全国の就学率	
	男児就学率	女児就学率	男児就学率	女児就学率	男児就学率	女児就学率
明治8年	(合わせて約71.4%)◎		57.0%	13.3%	50.7%	18.7%
明治9年			53.5%	14.4%	54.1%	21.0%
明治10年	95%	54%	51.5%	12.8%	56.1%	22.5%

◎松江の明治8年の71.4%という数値は第4大学区督学局の記述「…松江ハ(就学の割合)が5/7…」という文部省年報での記述により出したものである。各文部省年報、『島根県近代教育史』第1巻等により作成。

「松江」の男女就学率は当県全体または全国平均を大きく上回るものであることがわかる。特に明治10年「松江」の女子就学率は全国平均の2.4倍以上、当県全体の4.2倍以上であることは驚異的である。つまり、男児小学と女児小学を設立した地域は就学率の高い地域であるとみなすことができる。

男女別の学校がある故に就学率が高率であったのか、逆に県の中心部であり就学率が高かった故に男女別の学校が用意されたのか、それは明らかでない。しかし、仮に就学率向上に男女別の学校の設置が有効であったにせよ、経済的に恵まれない他の地域では男女別に学校を設立することは甚だ困難であったに違いない。したがって、明治8年に県は「男女同校ノ向ハ其ノ教場ヲ区分スヘシ」²⁴というように校舎を男女別にできない学校については教場で男女を区別するという現実的な方針を出したのだろう。

その他明治8年から10年にかけて松江の女児小学の島根県全体に占める割合が減少している。これについては、女児小学を設立していない浜田県、鳥取県と当県が明治9年に合併したことも考慮しなければならないだろう。つまり女児小学数があまり減少していなくても、合併により全体の小学総数が増えることで、女児小学の小学総数に占める割合が合併以前よりも減少するのは当然であろう。

<同一校舎内での男女の分離>

これまでは男児小学、女児小学について検討し、また明治8年に当県は男女同校の尋常小学において教場を男女に区分する方針を出していたことを指摘した。しかし当県の指示を待たずとも、明治8年以前から男女同校の各校は自主的に校舎内における男女の分離を実施している。各学校沿革史等の記述から例をあげると以下のとおりである。

A 第19中学区「安来小学」

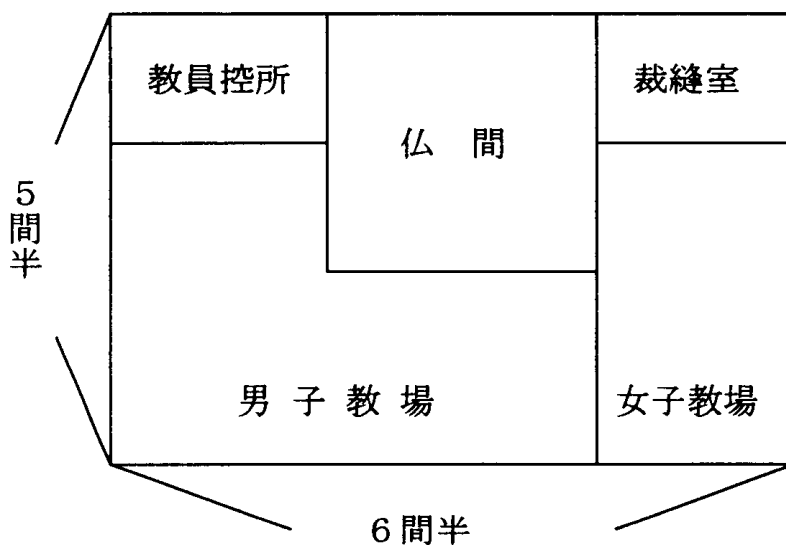
明治6年5月22日に設立され、その後「男子の分教場を洞正院に、女子の分教場を徳応寺に設け」²⁵ている。また、校則(明治7年7月)には「第一章男女互ニ其

学室ニ入ルベカラズ、若シ相犯スニ於テハ懲業二時ニ處スベシ」²⁶と定められている。また規則違反に対する罰則があり、厳格なまでに男女区分がなされている。なお、明治10年に男女同校である新校舎が初めて設立されるが、その校舎内において教場は男女別であった²⁷。

B 第20中学区「林木小学」

「(明治6年から)林木では明治十八、九年ごろまでは、依然として女子は平机で、男子とは別室で授業を受けた」²⁸。なお、校舎の平面図が残されており、それを(図1)に示した。ここから男女別に教場が分かれていることがうかがえる。

(図1)「林木小学」教場配置図(明治7年)玉泉寺



『島根教育文化百年の記録—島根教百年史』昭和54年発行、16頁より引用。

C 第19中学区「母里小学」

明治7年8月9日の巡回教師の日記に「女校(角田長二郎宅にて、今度母里小学生の内女子を此二分ち、裁縫をも加へて女児小学ニする筈也)に至り授業を観る、女生徒二十三人あり、母里小学の男子ハ出校四十二人」²⁹とある。男女同校の尋常小学とされていた母里小学は男女別に校舎が分かっていたこと、女

児小学の設立が計画されていたことがわかる。

また、明治8年の当校は光現寺にあり、「男子の教室は本堂で女子は庫裡のほう」³⁰に分けられ、翌年に「女子だけ光現寺から、元藩士の戸田邸（今の学校の向ひ側）に移転」³¹し、「其後一ケ年も経ぬ間に下町の角田長次郎（信用組合の隣）に移りました。角田に移ってからは、私等よりも年下の生徒が次第に増しますし、学科も修身、算術、裁縫などが加へられ、少々学校らしくなりました。」³²とある。つまり、実質的には女児小学、男児小学の二校が設立されていたといえるだろう。しかし島根県の『旬報』³³や文部省年報³⁴には当校は母里女児・男児小学としてではなく、男女同校の「母里小学」として届けられている。

この他、『文部省第3年報』では「庁下（注；松江）ニ於テ余（注；中督学、野村素介）ノ歴視スル所凡ソ十五校、男女校舎ヲ同ウシ教場ヲ異ニスル者三校、女児小学六校トス」³⁵とあるように、松江においても男女同校における男女の区別があったことがわかる。

男女同校においても、校舎または教場を男女別形態にするという、男女の分離がみられた。また、「母里小学」のように一つの尋常小学とされながらも、女児・男児小学の二校とみなすことが可能な学校も確認できた。

第3節 裁縫教則制定とその実施

第2節では女児小学を男女の分離の観点から述べてきたが、本節では女児小学を教育内容の観点から捉え、当県下における裁縫教則とその実施について明らかにすることを目的とする。

<裁縫教則制定以前>

「学制」では女児小学において手芸教科を教えることになっていたが、当県の女児小学においても裁縫教育が行なわれていた。いま、各女児小学の裁縫教員について明らかにできるものだけを（表1-8）に示した。

(表1-8) 島根県下の公立女児小学における裁縫教員

開設年月日	学校名	裁縫教育に関する記述	裁縫教員	給料/等級など	任務期間	出典
明治 8年1月	奥谷女児小学		宇佐美千代		8年1月7日～ 10年9月1日	『北堀尋常小学沿革史』
	北堀女児小学		宅和もと 字佐美もよ 赤坂もよ		8年1月12日～ 8年11月28日	
同年2月7日	雑賀女児小学	「同年二月雑賀南小学 及び雑賀女児小学ニ裁 縫場ヲ設ク」	伊原 キミ	月俸2円、同年5 月3日より二等 助教に昇格。	開校日～	『学校沿革史』
同年	平田女児小学		木佐 カタ	4等助教	開校日～	『学務綴』平田町 役場

裁縫教員の任命が女児小学開校日とほぼ同一であることから、女児小学の設立は裁縫教育実施を意味すると理解してもよいだろう。

また、男女同校においても「各地の小学が、教科中又は多くの場合は教科外に裁縫科を取り入れようとする動きがあった」³⁶ようである。それを示すと(表1-9)のようになる。

(表1-9) 島根県下の公立小学(男女同校)における裁縫教員

開設年月日	学校名	裁縫教育に関する記述	裁縫教員	給料/等級など	任務期間	出典
明治 7年3月	本町小学	「他校に率先して女児 のため裁縫科指導」				『母衣小学校100周 年記念誌』昭和47 年発行。
7年8月	林木小学	教場の図に裁縫場の記 述がある。(図1参照)				『島根教育文化百 年の記録—島根教 育百年史』昭和54 年発行。
8年2月	雑賀南小学	「同年二月雑賀南小学 及び雑賀女児小学ニ裁 縫場ヲ設ク」	松本 ヒサ 石原 リイ 藤井 トラ 渡辺 トミツ 袖山 タク 佐藤 サク 堀内 サイ 永野 タツ 松本 シエ	月俸2円、同年5 月3日より二等 助教に昇格。 当分雇 " " " " " " 9年9月2等助教	8年2月7日 開校日～9年8月4日 開校日から10年1月20日 " " " 開校日～9年5月29日	『学校沿革史』
8年2月7日 に許可	平田1番	同2月5日に「裁縫開業 仕度」何書を提出				『自明治8年至同11 年学務綴』平田町 役場
9年～10年	母里小学	「学科も修身・算術・ 裁縫など加へられ悄悄々 学校らしくなりました。」	安達 ツサ			『郷土母里』第1号、 昭和12年における 回想録より。
10年	頼原小学	「少し後になって(明 治10年から12年の間) 女子には裁縫が課せら れ」				『頼原小学校百年 史』昭和48年発行。
	大森小学	同上の記述				『大森小学校百年 のあゆみ』昭和47 年発行。

この表から女児小学設立以前の明治7年に、男女同校である尋常小学において、裁縫教育が行なわれていたことが読みとれる。また、本町・雑賀南小学を

除いた各小学は松江から離れた郡部に位置しており、県の中心部以外でも裁縫教育が行なわれていたことがわかる。このうち林木小学については教場の配置図を既に（図1）に示したが、裁縫場を設けていたことも確認できる。

つまり当県では女児小学で裁縫教育を行うことはもちろん、男女同校においても裁縫教育が始まっていたのである。

<裁縫教則制定>

各小学で裁縫教育が始まっていたことを受け、当県は明治8年10月28日に「裁縫教科例則」を出している。明治8年に裁縫教科例則を出すということは全国的にみて極めて早い時期である³⁷。この例則を示すと以下のとおりである。

裁縫教科例則

- 一 裁縫科ヲ分テ上下二等トシ、毎等三級ヲ置。下等ハ年齢八年ヨリ十年ニ終リ、上等ハ十一年ヨリ十三年ニ終ル。
- 一 毎級一ケ年間ノ習業ト定ムト雖、生徒巧芸進歩ノ都合ニ因リ、斟酌増減ハ教員ノ意ニ任スヘシ。
- 一 習業時間ハ一日二時間トス。
- 一 僻地村落ニ於テハ上等ヲ略シ下等ノミヲ教ル等、該地ノ情況ニ因リ取捨スルモ妨ナシトス。

下等裁縫教科

第三級

- 一 衣服雛形 厚紙ヲ用テ衿衽身袖等縮小ノ雛形ヲ製シ、各部ノ名稱及ヒ全衣ニ縫接スル方法ノ大略ヲ了知セシムヘシ。
- 一 雑巾類 一 前垂 一 風呂敷 一 褥表

第二級

- 一 袖無シ表 一 襦袢類 一 足袋

第一級

- 一 木綿 一 同単 一 同単羽織

右三級卒業ノ上、試験ヲ経テ上等裁縫科ニ入ルヲ法トス。

上等裁縫教科

第三級

- 一 小倉男帯 一 木綿類綿入 一 木綿袷羽織
- 一 木綿類袷絹中裏付 一 下布帷子 一 女合羽装束付

第二級

- 一 絹類男女帯 一 絹布並絹服連類單羽織 一 小倉袴
- 一 上布帷子

第一級

- 一 絹布綿入袷類 一 絹布袷羽織 一 袴絹裏付
- 一 羅紗羽織 一 機械縫 當分欠³⁸

このような裁縫科の構成（各3級の上下2等に分かれ、8歳から13歳までとする）は明治6年文部省布達の小学教則³⁹や当県が同年11月に制定した小学教則⁴⁰とは異なる独自のものであるといえる。また生徒の進歩を配慮し、僻地村落においては下等のみを教えてもよいという点に、柔軟な姿勢が感じられる。

ところで裁縫の時間は1日2時間となっているが、いつ教えられたのだろうか。授業時間内なら他の教科を省略、又は短縮して裁縫時間を確保しなければならないが、放課後であるなら女子のみ居残りということになる。当県では「男子の下校後、女児のみが残って習うという」⁴¹のがこれまでの習慣であったらしいが、当県は裁縫時間をどう確保するつもりであったのか。

明治10年4月21日の教則において島根県は「裁縫ハ小学時間外ニ於テ教ユルモノトス」⁴²という方針を明らかにした。つまり他の教科の省略を認めないという、これまでの慣習通りの方針を取ったのである。これについて因第一大区（因とは当時島根県が合併していた鳥取県のこと）から、島根県へ以下のように

な伺いが出ている。

因第一大区学区取締学事係伺

去ル四月廿一日付ヲ以裁縫規則御布達相成候處、左ノ廉々目下一定不仕候而者差支之訳モ有之候ニ付、此段奉伺候。

- 一 十四年已上ノ者裁縫専門入校仕候處、是迄之通專習為致、只御規則ノ階級ニ随ヒ教授仕候而可然哉。
- 一 小学年齢ノ者ニシテ不得已事故アリ専門ヲ望ムモノハ、其情願ニ任シ可然哉。
- 一 裁縫科ハ一日二時間ノ習業ト有之候處、小学正則時間ノ外ニ二時ヲ要スルトキハ、日ノ長短ニ因テハ或ハ差支アリ、故ニ正則中幾時間ヲ分ツ等、適宜ニテ可然哉。⁴³

この伺い書では14歳以上または何らかの事情のある学齡者については裁縫の専修を認めてもよいか、裁縫を放課後ではなく正則内で教えてもよいか等を伺っている。それに対する当県の指令は以下のとおりである。

指令

第一條 伺之通。

第二條 学齡ノ者ハ兼学可致義ニ有之候事。

第三條 小学課業ノ時間ヲ分割候儀ハ難相成候条、短日差支ノ節ハ裁縫之時間減縮候儀ト可相心得事。⁴⁴

このように、学齡者についてはどんな事情であれ裁縫の専修を認めないこと、裁縫の時間は放課後に行い、不都合なら裁縫時間を短縮すること等を指令している。

したがって当県にとっての裁縫教育は正則に付随するべきものであり、正則よりも裁縫教則が優先されることは無かったのである。

<裁縫教科試験>

明治8年10月28日の例則には裁縫教科試験法も定められている。それを示すと以下のとおりである。

下等裁縫試験法

- 一 木綿袴 一 同単 一 同単羽織

右ノ内一品袖拵行衿付仕上ケ。

上等裁縫試験法

- 一 毛布類羽織 但羅沙ハ衿付仕上ケ、本サハイ絹サハイ呉呂服連類ハ袖拵行衿付仕上ケ。
- 一 袴 但襷紐附仕上ケ。
- 一 絹布綿入袴羽織ノ類 但綿入ハクケ綴仕上ケ袴並羽織ハ袖拵行衿付仕上ケ。
- 一 上布帷子 但袖拵行衿付仕上ケ。
- 一 器械縫 当分欠。

右ノ内一品仕上ケ。

右試験当日午前第九時ヨリ、起業一時或ハ二時間毎二十分間ノ休憩ヲ与へ、五時間ニシテ終業ノこと。⁴⁵

このように、「裁縫教科例則」に準じた試験法であることがわかる。そして明治8年に教則の試験法を定めた府県は、島根県以外で見当たらないことに注意しておきたい⁴⁶。島根県ではこの試験法にしたがって裁縫試験が行なわれ、裁縫科の卒業生を出している。島根県における裁縫科上下等卒業生数を(表1-10)に、女子の尋常小学卒業生数を(表1-11)に示した。

(表1-10) 島根県下 裁縫科
卒業状況 (人)

	下等	上等
明治		
8年	119	7
9年	211	71
10年	348	61
11年	321	110
12年	208	54

『島根県近代教育史』第2巻
194頁引用。

(表1-11) 島根県下 小学 (女子)
卒業状況 (人)

	下等	上等
明治		
8年	9	
9年	9	
10年	160	
11年	240	2
12年	220	28

『島根県近代教育史』第2巻、
193頁引用。

この二つの表を比較すると、明治11年までは、裁縫科の卒業生数が、尋常小学のそれよりも圧倒的に多いことがわかる。当県は裁縫科を正課の次に位置づけていたが、女生徒及びその保護者にとって、裁縫教科は正課よりも重要視されていたといえる。

ここで最後に、裁縫教科の大試験が実際に行なわれていたことを示すために史料を掲げておく。

史料 島根県裁縫科卒業大試験

島根県旬報第六号付録

各小学ニ於テ小学下等教科並裁縫科卒業当期大試験ヲ経テ及第シ賞誉ヲ与フルモノ如左

(中略)

裁縫上等教科卒業

第二十一中学区

北堀女児小学

絹糸五十括

縫針五十本

大野たつ

奥谷女児小学

同上宛

山根きん	山本かね	武俣すゝ	中村たか
船越ゑい	渡部やす	奥田かつ	高村やす
高木すゝ			

雑賀小学

同上

北村うめ	森田せん	佐藤きん	上原たつ
土江よし			

第二十三中学区

平田女児小学

絹糸五十括ツゝ

縫針五十本ツゝ

佐藤たけ	小村とも	西尾のふ	森脇せん
木佐のふ	渡部いう	木佐きみ	尾添そよ

裁縫下等教科卒業

第二十一中学区

苧町小学

絹糸三十括ツゝ

太田はる	木村くに	江角まさ	北脇やす
川津とよ	藤井きみ	桑谷さめ	小豆澤ます
藤井ゑい	和田つね		

絹糸三十括

縫針五十本

山本よき

外中原小学

絹糸三十括ツゝ

縫針五十本ツゝ

松浦のふ 中島ちゑ 永井まさ 青山とら

青木すま 永井てつ 横田たま 古川ため

絹糸三十括宛

青山くら 倉橋ひな 金織ぜん

内中原女児小学

絹糸三十括ツゝ

縫針五十本ツゝ

砂子原よし 信太つね

絹糸三十括ツゝ

木村かめ 荒木てつ 石本かや

北堀女児小学

絹糸三十括宛

大野ちよ 栗原こう 宮能かね 伊藤こと

杉間ふさ 富永くま

絹糸三十括ツゝ

縫針五十本

間瀬まつ 本郷とめ 森本きん

奥谷女児小学

絹糸三十括宛

縫針五十本

土屋とみ 石井きそ 島村きよ 岡谷ゑつ

和多かめ 谷 くま 栗原ゑい 三輪こう

常松かめ

絹糸三十括ツゝ

高見なみ 逸見せん 丹羽ゆき 高尾きん

山内とみ 松本いく 一川よし

雑賀小学

同上

梶谷うめ 上野ます 片倉さい 渡部せん
園山かね 富川かつ 牛尾まさ 伊原とめす

絹糸三十括

縫針五十本

野津ちやう

南田町女児小学

絹糸三十括宛

山田なほ 原 きわ 渡部よし 中村はつ
千家なを 斎田せん 武藤ゑい 伊藤わい

絹糸三十括ツゝ

縫針五十本

星野つな 江隅あい

同上

有田のふ 米田あさ

絹糸三十括宛

青山いわ 大塚まつ 安部さく 古金ぜん
石原わさ 池田はつ 内村しん 恆松まつ
明石まつ 森田たま 山口とこ 三島こう

黒田よし

川津小学

同上

久保田きく 高橋いし 竹谷まき 野津たみ
久保田きよ

津田西小学

絹糸三十括ツゝ

ことからまだ裁縫教育は行われていなかったものと思われる。ではいつ裁縫教育が行われるようになったのだろうか。

学校手狭ニ付修履中仮教場取設度伺
第二十中学区平田一番小学、女子裁縫開業仕度奉存候処、同校至而手狭ニ付修履中、当分平田町五十七番屋敷農木佐得兵衛宅借受、小学並裁縫修業為致度奉存候。此段奉伺候也。

第五十四区 戸長
木佐新四郎 印

明治八年二月五日 学区取締
長尾義勝 印

島根県令 井関盛良殿

割
印
本書学校修履中仮り教場取設度伺之趣、聞届候事。

明治八年第二月七日
島根県庁印

この史料から明治8年2月に「平田一番小学」が裁縫場設立を申し出ていることがわかる。また、裁縫場となる民家で「小学並裁縫修業」というように、裁縫教育と並んで小学の教科を教授するところから、女児小学の設立が明治8年2月に考えられていたといえるだろう。

なお、ここでは「仮教場」として許可を得ていたが、以下の史料では「平田女児小学」として許可を得ている。

転校伺

平田一二番両小学設立罷在候處、男女子同校ニ而甚タ不都合ニ付、二番小学ヲ同町農木佐得兵衛宅ニ転シ女校トナシ、一番ヲ平田小学男校、二番ヲ平田女兒小学ト改称仕度、此段奉伺候也。

第五十三四区戸長

明治八年五月十三日

木佐 新四郎 印

学区取締

長尾 義勝 印

島根県令 井関盛良殿

本書平田二番小学転校、平田女兒ト改称致度伺之趣、聞届候事

島根県庁印

明治八年五月十四日

明治8年2月には木佐得兵衛宅を「平田第一番小学」の裁縫場として届けていたが、同じ木佐宅をここでは平田第一番、二番小学の女子を集めた女兒小学として届けている。また、設立の理由は裁縫教育実施のためというよりは「男女子同校ニ而甚タ不都合」ということであった。

こうして平田第一番、二番小学は改組改編され、「平田小学男校」（以後「平田一番小学」、「平田小学」、「平田男児小学」ともいわれる）と「平田女兒小学」（「平田二番小学」、「平田女校」ともいわれる）が設立されることになった。つまり、ここから別校舎による男女の分離がなされたのである。

第2節 「平田男児小学」と「平田女兒小学」

〈平田男児、女兒小学の生徒〉

平田男児小学、女兒小学の生徒数並びに教員数は以下のとおりである。

(表2-2) 「平田男児小学」、「平田女児小学」 (人)

校名	生徒数 (男児又は女児)				教員数			
	明治8年	明治9年	明治10年	明治12年	明治8年	明治9年	明治10年	明治12年
平田男児小学	239	170	142	156	男6	男7	男7	男7
平田女児小学	76	59	82	40	男2 女1	男1 女1	男1 女2	男1 女2

文部省年報より作成。なお、明治12年については『学務綴』の明治12年9月の統計による。

まず、(表2-1)と比較すると、(表2-2)の明治8年の男児、女児の数は共に増加していることがわかる。

(表2-2)をみると女児小学には明治8年から女教員が採用されていることがわかる。そしてこの表の明治12年の生徒数は明治8年のそれよりも男児小学、女児小学共にかなり少なくなっていることがわかる。さらに明治12年の生徒数の変化について詳しくみるために「平田男児小学」、「平田女児小学」の生徒数の変化を生徒の進級の具合と共に以下に示した。

(表2-3) 明治12年「平田男児小学」生徒進学者数 (人)

	1月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
上等1級		9	9					
2級	6							
3級	7							
4級	7	7	6	6	6	6	6	6
5級								
6級				10	10	10	10	10
下等1級		12	12	2	2	2	2	2
2級		9	9	9	9	9	9	9
3級	23							
4級	31	31	31	21	21	21	21	21
5級	47	47	47	27	27	27	27	27
6級	26	51	54	26	26	28	28	28
簡易科				53	53	53	53	53
合計	147	166	168	154	154	156	156	156
出席平均 (1日)	129	154	156	146	134	137	119	74
学齡外								
14歳以上	4	1	1					
6歳以下	2	1	4	6	8	8	8	8
教員								
男	7	7	5	5	5	7	7	7

『学務綴』より作成。なお各月の数値は翌月1日の報告に基づくものである。

(表2-4) 明治12年「平田女児小学」生徒進学者数 (人)

	1月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
上等1級		6	6	6				
2級	6							
3級								
4級								
5級								
6級	6							
下等1級	11	12	12	12	10	10	11	3
2級	19	18	18	20	14	14	14	4
3級			21	21	22	22	22	7
4級	7	21	5	5		5	5	5
5級	21	5			5			
6級	14	21	21	19	26	26	26	21
合計	※78	83	83	※81	77	77	78	40
出席平均 (1日)	53	71	72	67	62	64	53	6
学齡外 14歳以上 6歳以下	3	4	3	3	3	3	3	3
教員 女	2	2	2	2	2	2	2	2
男	1	1	1	1	1	1	1	1

『学務綴』より作成。なお各月の数値は翌月1日の報告に基づくものである。

※については計算上この合計数に一致しないが原史料のままにした。

これによると男児、女児小学共に上等小学の生徒数が少数であることがわかる。とくに女児小学については6月以降は上等生がいない。また、両校ともに8月から9月にかけて出席者数の平均が激減しており、とくに女児小学については9月の出席平均が6人というように男児小学よりも著しく減少している。そして男児小学の合計生徒数がそれほど変化していないのに対し、女児小学は明治12年9月に合計生徒数がほぼ半減している。以上のことから男子生徒よりも女子生徒が学校に定着することが困難であったことが読み取れる。

〈平田男児、女児小学の教員〉

採用された教員について示すと以下のとおりである。

(表2-5)「平田男児小学」教員一覧表

氏名	俸給額	就職年月日	職名
来間 忠兵衛	2円	9年 5月 1日	
		10年 2月23日	
			授業生
河合 篤敬		8年	1等教師
河瀬 助四郎		8年 6月 5日より 10年11月14日迄	5等教師
田中 秀實	1円50銭	8年	授業生
	2円	8年11月27日	
林 晚翠		8年より	授業生
		8年12月 2日迄	
岡山 尚市	1円50銭	8年12月 2日	授業生
河原 柳太郎	1円	8年12月 2日	授業生
中溝 久之助	2円	9年 5月 1日	
全架 真澄	2円50銭	9年 5月 1日	授業生
古川 左右二	1円50銭	9年 5月 1日より	授業生
		9年 7月 3日迄	
西川 自省		9年 8月20日	教師
		11年 2月18日より	8等訓導
		12年 4月迄	
渡部 道德	2円	9年 8月23日	授業生
来留 忠厳	2円		
	2円50銭	10年 2月23日	
加藤 熊市		10年 7月 1日	授業生
		11年 4月11日	4等授業生
持田 栄太郎		10年 7月 1日	授業生
		11年 4月11日	4等授業生
森脇 美保枝	1円50銭	10年 9月30日迄	4等授業生
石原 岩之丞		11年 1月18日	準14等訓練
大谷 豊之助		10年11月14日より	13等訓導
		12年 6月27日迄	
長崎 堅造		12年	10等訓導

『学務綴』より作成。

「平田男児小学」の教員数について明治8年から同12年の間に文部省年報に届けられたのは6名または7名である(表2-2)。しかし実際は(表2-5)のように19名が教師として任命されている。文部省年報での教員数と実際の教員数との差をどのように解釈したらよいのか。

その理由として、①任務期間が短いものについては文部省へ届けられなかった、②授業生は正規の教師としてみなされず、文部省に届けられなかった、等が考えられるだろう。

(表2-6)「平田女児小学」教員一覧表

氏名	俸給額	就職年月日	職名
木佐 カタ		明治8年 2月	
	1円	8年 6月12日	4等助教
	1円50銭	8年10月	4等授業生
	2円	9年 7月	3等授業生
	2円50銭	10年 2月	2等授業生
三島 タカ	70銭	10年 2月	授業生
		10年 8月	5等授業生
	1円50銭	11年 1月	
河瀬 義太郎		10年10月29日	
石原 亀左良		11年 4月 2日	4等授業生
西川 自省		11年 2月18日より 12年 4月迄	8等訓導
石原 岩之丞		12年	準14等訓導
大谷 豊之助		10年11月14日より 12年 6月27日迄	13等訓導
長崎 堅造		12年	10等訓導

『学務綴』より作成。

(表2-2)では、「平田女児小学」の男教員数は明治8年に2名、同9年からは1名となっているが、以上の表から6名いたことがわかる。また、この表の西川自省、石原岩之丞、大谷豊之助、長崎堅造の名は(表2-5)にもあり、これらは「平田男児小学」との兼務教員であったことがわかる。

女教員には明治8年には木佐カタが、明治9年には三島タカが任命されている。

ここで木佐カタの履歴書を以下に示しておく。

平田女児小学裁縫教員履歴

二等授業生

木佐 カタ

当二月二十八年

- 一 明治八年二月平田女児小学開校ニ付、裁縫教師心得被申付。
- 一 同年六月四等助教拜命。
- 一 同年十月四等授業生拜命。
- 一 同九年七月三等授業生拜命。
- 一 同十年二月二等授業生拜命。

このように、木佐カタは裁縫教師として雇われていたことがわかる。ここでは「平田女児小学」の開校の時期を「明治八年二月」とあるが、既に述べたようにこの時期は女児小学ではなく「仮教場」として許可を得ている。したがって既に明治8年2月には、女児小学としての位置づけをされていたと判断してよいだろう。

次に明治10年から教員に任命された三島タカの履歴書は以下のとおりとなっている。

平田女児小学教員履歴

三島 タカ

当二月十五年九月

- 一 明治六年三月ヨリ同八年十二月マテ小学科修行仕候事。
- 一 同九月^(ママ)一月ヨリ教員手伝被申付候事。

- 一 同十年二月平田女児小学授業生被申付、月給七拾錢被下候事。
- 一 同年八月五等授業生拝命。
- 一 同十一年一月ヨリ月給一円五拾錢被下候事。

同年八月十四日家計貧窮之央、厚ク学習ニ心掛ケ、殊ニ平田女児小学授業生勤務以来、生徒教育方勉励仕候ニ付、特別ヲ以テ金二円被下置候条、示後一層勉励可仕旨被仰渡候事。

木佐カタが「平田女児小学裁縫教員」として記述されているのに対し、三島は「平田女児小学教員」とされている。したがって三島が裁縫教科を教えたかどうか不明である。ただ、三島タカは「平田女児小学」出身⁵⁰であることから、裁縫教育を受けていたと考えられ、教師に任命されてから裁縫を教授していた可能性がある。また、明治10年で月給70錢ということは平田男児、女児小学教員の中でも最低の賃金であることがわかる（表2-5，表2-6参照）。

〈教科書〉

ここでは平田男児小学、女児小学における教育内容を考えるために、当時両小学が所蔵していた教科書について検討することにした。

明治12年の平田男児、女児小学が所蔵していた教科書を以下のようにそれぞれ一覧表にしたが、まず両校の教科書数の差に気づく。

(表2-7)「平田男児小学」教科書一覧 明治12年調査

王代一覧	訓蒙皇国史畧	改正日本国	西洋事情	開地新編	西洋新書
格物入門和解	五州記事	会話篇	健全学	世界国尽	絵入智恵ノ環
科学訓蒙	西尽指南	・単語図字解	単語篇	小学綴字篇	文字教
国体大意	世界商売往来	天変地異	啓蒙智恵ノ環	窮理図解	日本国尽
道理図解	諸証文	農業往来	学問ノススメ	窮理問答	日用文章
幾何〇〇学	十二月要文	洋算例題答式共	村号日本国記	万国新商売往来	民間雑誌
童蒙礼へ草	啓蒙手習ノ文	物理訓蒙	筆算訓蒙答式共	地学事始	万国史略
地方往来	性法略	史略	与地誌略	算法新書	対数表
六線表	筆算教授本答式共	博物新編訳解	博物新編補遺	線形図解	大東宝鑑
与地附録	小学入門便覧	・日本史略	・万国史略	開化小学文章	日本地誌略
・地理初歩	小学讀本	小学授業法綱記	大日本国郡便覧	・兵要日本地理小誌	地理初歩問答
・日本地誌略物産弁	例題答式	日本地誌略暗射図	日本地誌略暗射地図	出雲地誌	暗射地球全図
日本地誌略図	大日本改正与地全図	日本地誌字引	小学讀本字引	世界図	兵要地理小誌字引
・日本略史	・万国地誌略	具氏博物学	改正増補物理楷梯	修身論	科学編
経済要旨	・初学人身窮理	小学生徒必携	人体暗射図	人体問答図	人身問答
・単語連語図類	島根県達式	万国通史	秀華文抄	近世孝子伝	明治孝節録
小学養生談	小学修身談	文章軌範	日本地誌略北海道ノ部		

『学務綴』により作成。なお、明治11年11月2日島根県制定の小学教則に示されていたものについては・を付加した。

(表2-8)「平田女児小学」教科書一覧 明治12年2月5日調査

・掛図	讀本	・地理初歩	筆算教授本	・日本地誌略	・日本史略
新撰数学	・万国史略	・万国地誌略	地理初歩問答	小学人体問答	小学入門便覧
・兵要地理小誌	・日本略史	修身論	経済要旨		

『学務綴』より作成。なお、明治11年11月2日島根県制定の小学教則に示されていたものについては・を付加した。

次に(表2-8)をみると、島根県の明治11年の教則(以下県教則と記す)がどの程度実施されていたのか疑問である。というのも県教則に示された訓蒙書や人身窮理等がこの表には示されていない。また県教則では女子には、女子讀本を用意すること、物理楷梯を省略して教導説を加えることが決められていた⁵¹。しかし、この表には女子讀本といった女子用の教科書が示されていない。

これに対して(表2-7)の男児小学は県教則に示された以上の教科書を所蔵している。

以上のことから「平田男児小学」と「平田女児小学」の間には教育水準の差があることが推測できる。とはいえ大試験等の試験制度がおかれていたことを考慮すると、女児小学もある程度の教育の水準は保たれていたのではないかと思われる。

第3節 裁縫教則の実施

〈第54区平田町の裁縫教則〉

島根県が「裁縫教科例則」を明治8年10月28日に制定していることは前章で既に述べたが、『学務綴』には島根県が制定した例則と少々異なる裁縫教則が収められている。それは以下のとおりである。

裁縫授業法並試験法何

上等裁縫

- 一 毛物類羽織 一 袴 一 絹布綿入袴同羽織
- 一 女帯 一 土布帷子 一 合羽
- 一 夜着布団

右之品類、純ニ裁縫スルモノ上等試験。但満拾四年ヲ以テ、卒業ノ期ト定ム。

下等縫針

- 一 木綿袴 絹中裏付 木綿返し裏 一 単物 一 袴・単羽織
- 一 帷子 一 男帯 一 木綿 四ツ身三ツ身一ツ身
- 一 胴着 一 伴テン 一 襦袢 一 襦表
- 一 風呂敷 一 紙雛形

右之品類、純ニ縫モノ下等試験。但満十二年ヲ以テ卒業ノ期ト定ム。

- 一 上等試験五時間

- 一 毛物類羽織 但羅沙サワイ□合五時間、縫掛ケ□連裁合三時間、縫掛ケ合二時間

- 一 袴 但裁合二時間、縫掛ケ三時間
- 一 絹布綿入 但裁合二時間、両袖拵三時間
- 一 同衿 但裁合二時間、両袖拵三時間
- 一 上布帷子 但裁合合一時三十分、両袖拵口縫三時三十分
右之内一品
 - 一 下等試験五時間
- 一 木綿衿 絹中裏付 木綿返し裏 之内但五時間、袖拵行衿付仕上ケ
- 一 衿羽織 但五時間、袖行衿付仕上
- 一 単物 但五時間、袖拵行衿付仕上ケ
- 一 帷子 但五時間、袖拵行衿付仕上ケ
右之内一品

これには伺いの日付が記述されていないが、後に島根県の許可を得ているので、平田町を含む第54区から当県へ提出されたものとみなされる。またこの文書は明治8年10月10日から同15日の文書の間閉じられており、この伺い案はその間に作成されたものと思われる。

この案において試験法まで定められていることは、島根県の裁縫教科例則と共通している⁵²。また、内容もこの案と島根県の裁縫教科例則には類似点は多い。さらに島根県が裁縫教科例則を制定したのは明治8年10月28日であることをふまえると、それ以前にこの伺いが出されていたことになる。したがって、この伺いを参考にして島根県の裁縫教科例則が出された可能性がある。そうだとすればこの史料は島根県制定裁縫教科例則の原型として重要な意味をもつと思われる。

〈裁縫試験実施〉

先に述べた第54区の裁縫教則案にある裁縫試験法は、以下のように島根県の許可を受けている。

兼テ届出有之候裁縫大試験、来ル十一月二十日施行可致、此旨相達候事

八年十月三十一日

島根県

島根県学務課印

第五十四区

戸長中

追テ当□平田町ニ於テ学務課□員□□候条□手配可為候事

裁縫科大試験は明治8年11月20日に行われていたことがわかる。また、明治10年の裁縫科の試験は

第五十三、四区

正副戸長

島村、平田、上ヶ分、三小学、上下等並裁縫上下等大試験、来ル二十八日ヨリ六月一日マテ平田小学ニ於テ可致施行此旨相達候事

明治十年五月十二日

島根県

島根県印

とある。この史料から楯縫郡の各小学は平田小学に集まって裁縫教科の試験が行われたことがわかる。また、

平田女児小学裁縫生徒

上等

千助 三女

小邨 けん

当三月十年五月

順誓 妹

山崎 ま左

当三月九年十一月

得兵衛 長女

木佐 きい

当三月九年六月

友十 長女

大坪 たい

当三月十三年三月

下等

久助 長女

小邨 よう

当三月十二年五月

虎市 長女

高橋 なお

当三月十一年八月

良兵衛 次女

渡部 可弥

当三月十一年一月

又蔵 孫

長岡 かた

当三月十一年三月

周庵 長女

泊 八重

当三月十一年一月

与兵衛 長女

杉原 さた

当三月十年七月

同人 妹

杉原 へい

当三月九年十一月

吉助 長女

赤来 ま左

当三月十年五月

通計十二名

右裁縫教科卒業仕候ニ付此度試験為受渡

奉存候此段御届仕候也

第五十四区

平田女児小学

授業生

明治十一年三月 木佐 カタ

とあるように、明治11年に平田女児小学の生徒12名(上等4名、下等8名)が裁縫教科大試験を受験していることがわかっている。

<「平田女児小学」裁縫科の生徒の割合>

では、「平田女児小学」の生徒は全員裁縫教科を習っていたのだろうか。『学務綴』には「平田女児小学」の明治12年の裁縫科生徒数が明らかにされているのでそれを(表2-9)とした。さらに「平田女児小学」における裁縫科の生徒の割合を(表2-10)に示した。

(表2-9) 明治12年「平田女児小学」 (表2-10) 明治12年「平田女児小学」

裁縫科生徒数 (人)

	下等	上等	合計
1月	15	7	22
3月	19	13	32
4月	19	13	32
5月	19	13	32
6月	15	10	25
7月	14	10	24
8月	14	10	24
9月	5	7	12

『学務綴』により作成。

裁縫科生徒の割合⁵³

	割合(%)
1月	29.3
3月	40.5
4月	40.0
5月	40.0
6月	33.8
7月	32.4
8月	32.0
9月	32.4

左表と(表2-4)より作成。

(表2-10)は「平田女児小学」全体の女児数(6才以下を除く)から(表2-9)の裁縫科生徒数の割合を出したものである。この表から「平田女児小学」において裁縫教科を習っていた生徒の割合は、3~4割に過ぎないことがわかる。

第4節 「平田男児小学」、「平田女児小学」の統合

平田町は平田男児小学、女児小学というように、男女別校舎により男女を分離していた。しかし、明治12年10月に両校は統合することになり、男女同一校舎の「平田小学」が設立される。

既に述べたように、平田男児小学、女児小学が設立された理由は、男女同一校舎では不都合ということであった。それでは明治12年になってなぜ両校は統合して男女同校へ改組したのだろうか。『学務綴』には、統合に関する記述は「平田女児小学廃止シ平田小学エ合併」とあるのみで、統合についての理由は明らかでない。

ここで統合前後の生徒数等の変化に着目した。統合前の平田男児、女児小学の生徒の進級具合については既に(表2-3、表2-4)に示した。そこで、明治

12年10月統合後の平田小学の生徒数とその進級具合は以下のとおりである。

(表2-11) 明治12年10月平田小学各等級生徒数

明治12年11月1日調査(人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	総計	出席平均(一日)
上等	男				6		10	16	205 (男158) (女47)	男111 女47
	女							0		
下等	男	2	9		21	27	30	89		
	女	3	4	7	5		28	47		
簡易科	男						53	53		
	女							0		
裁縫科	女	上等		5						
		下等		7						
学齡外	14歳以上		男0 女0							
	6歳以下		男0 女3							
教員	男8 女2									

『学務綴』より作成。

この表は明治12年10月、つまり統合後1カ月以内の統計である。この表と(表2-3、2-4)の各級生徒数を比較すると、それぞれ明治12年9月に在籍した生徒がほぼそのまま「平田小学」へ移動していることがうかがえる。また(表2-9)の9月の裁縫生が「平田小学」の裁縫生になっていることも推測できる。

では、男女同一校舎の「平田小学」は男女別校舎の平田男子小学、女児小学よりも人々に受け入れられていたのだろうか。そこで平田町の就学率の変化について以下に示した。

(表2-12) 明治12年、同13年 「平田町」 就学率

調査日	就学者数(人)		不就学者数(人)		就学率(%)		
	男児	女児	男児	女児	男児	女児	全体
(明治)							
12年1月 5日	126	68	102	174	55.3	28.1	41.3
7月10日	140	66	101	173	58.1	27.6	42.9
13年2月17日	137	46	107	185	56.1	19.9	38.5
13年7月	159	62	86	178	64.9	25.8	45.6

『学務綴』より作成。

この表では平田男児、女児小学の統合前とその後の変化を見るために、明治12年と同13年をとりあげた。

全国の就学率は明治12年で男児58.2%、女児22.6%、全体41.2%、明治13年で男児58.7%、女児21.9%、全体41.1%である⁵⁴。このことをふまえると平田町の就学率は一部を除いて明治12、同13年共に全国の就学率よりも高い数値を示していることがわかる。

また、平田男児、女児小学の統合後である明治13年2月17日では男児女児ともに就学率の低下がみられる。その後同13年7月では男児の就学率は64.9%と同12年の就学率よりも上昇するのに対し、女児の就学率は明治12年よりも低い数値のままである。したがって、特に女児にとっては、統合された男女同一校よりも男女別校舎の女児小学の方が支持されていたとみることが出来ないだろうか。

おわりに

本論文を通して「学制」の女児小学規程にみられる男女別教育は、「被仰出書」と「学制」にみられる男女平等理念を実現する手段であるとみなすことができた。

「学制」期における女子の就学率が男子のそれに比較してかなり低いことは全

国的な傾向であった。今回検討した島根県においても同様であり、女子を学校へ通わせることは重要な課題であった。そこで女児小学の設立並びに裁縫教育の実施による男女別教育を用意することで女子の就学率向上を図り、それによって男女平等理念を実現しようとしたのである。実際に、男女別学体制を徹底した松江における女子の就学率は全国平均を大きく上回っており、男女の教育の機会均等というレベルでの男女平等理念がほぼ実現していたといえるだろう。

だが、教育内容のレベルでは男女平等理念が実現されていたとは断定できない。本論文で取り上げた平田男児小学、平田女児小学の間には、教員の等級、教科書の蔵書数ともに大きな開きがあった。つまり、女児小学と男児小学の間には教育格差が生じていたのである。この問題については今後さらに研究を深めていかねばならないだろう。

最後に、島根県の女児小学が明治16年に全て消滅した原因について、平田女児小学の例をもとに推測すると、以下のことが考えられる。すなわち「学制」でいう女児小学は手芸教科を教えるという特色を持つものであった。しかし実際に裁縫教科を平田女児小学生徒の過半数は習っていなかった。したがって女児小学であることの存在意義が失われていたといえるだろう。このことは女児小学廃止の原因の一つに考えられないだろうか。

また女子に最も必要と考えられていた裁縫教育でさえ支持されなかった事は、学校教育という枠の中で民衆の生活から起こる教育欲求に対応することの限界が示されているといえよう。学校教育の中での裁縫と、女児のおかれた実生活の中での裁縫の間には、大きな開きがあったのではないだろうか。これについては女児小学の全国的な実態についてさらなる研究を進めていくことにより明らかにすることを今後の課題としたい。

(注)

¹文部省内教育史編纂会編集『明治以降教育制度発達史』第1巻、276、277頁。

²井上久雄『学制論考』、風間書房、1976年、倉沢剛『小学校の歴史Ⅰ』、日本放送出版協会、1989年、尾形裕康『学制実施経緯の研究』、校倉書房、1963年、等を参照。

³注3に同じ。

⁴同上。

⁵高野俊による女児小学の研究は「明治初期の女子教育と千葉県のカ縫教育」（『和洋女子大学紀要』第24集、1983年）、「明治初期、千葉県の女児小学－女児小学規程と設立状況－」（『和洋女子大学紀要』第31集、1991年）をはじめとする詳細な研究が重ねられており、最近では「明治初期、石川県における女児小学の成立と展開」（『日本の教育史学』第40集、1997年）が報告されている。この他高野は、宮城県の女子教育についても研究している。

⁶高野俊、前掲論文「明治初期の女子教育と千葉県の裁縫教育」。

⁷『新修島根県史』通史篇2、島根県、40～43頁、1967年。

⁸同上。

⁹高野俊の学会発表資料（第31回日本教育史学会）によると、全国に設立された女児のみの学校は〇〇女学校、〇〇小学校、〇〇学校と名称が様々であり、〇〇女児小学の名称で設立された学校は全国的にもわずかである。

¹⁰高野俊の学会発表資料（第31回日本教育史学会）によると、裁縫教則が各府県から制定されたのは明治6年の千葉県を始めとする事がわかっている。

¹¹『島根県近代教育史』第1巻、島根県教育委員会、184頁、1978年。

¹²『島根県近代教育史』第3巻、112頁、第284號布達、1978年。

¹³同上。

¹⁴同上。

¹⁵同上。

¹⁶明治8年2月10日発行、文部省報告第3号を指す。

¹⁷前掲『島根県近代教育史』第3巻、155頁、甲第126號布達。

¹⁸前掲『島根県近代教育史』第1巻、189頁において、女児小学設立は就学率のうえでは効果がなかったとされている。

¹⁹笹森健「島根県と浜田県における教育の比較研究」(『青山学院大学文学部紀要』第22号)、162頁、第11表、1981年。

²⁰前掲『島根県近代教育史』、第1巻、159頁。

²¹『文部省第二年報』、240頁、「島根県学事年報」。

²²『文部省第一年報』、86頁、「島根県学事年報」。

²³前掲『島根県近代教育史』、第3巻、212頁。

²⁴同上。

²⁵『安来小学校百年史』、安来小学校百年史編さん委員会、6頁、1972年。

²⁶前掲『島根県近代教育史』、第3巻、212頁。

²⁷前掲『安来小学校百年史』、7頁には明治10年設立の校舎の平面図、8頁にはその見取図が記載されている。これによると校舎は3階建てで、教場は男女別である。そしてこの校舎の設立により「寺院に分かれていた男女生徒はこの校舎で学ぶようになった」らしい。

²⁸『鳶巣教育文化百年の記録』、鳶巣教育史編さん委員会、19頁、1979年。

²⁹磯部武雄『郷校取調巡郷日記第十五・第十九中学区巡回日記』73～74頁、嚴南堂書店、1989年。このうち「第十九中学区巡回日記」は、島根県より第19中学区の巡回教師に任命された桃好裕が明治7年7月20日より同年10月7日まで巡回指導した時の日記録である。ここには松江を除く第19中学区の各小学の授業方法・生徒の行儀などが詳細に記録されており、当時の小学の実態を知るうえで大変貴重なものである。

³⁰『郷土母里』第1号、母里村尋常・高等小学校、24～25頁、1937年。これは昭和12年の個人による回想録なので年代等の詳細な点については信憑性に欠けることをことわっておきたい。

³¹同上。

³²同上。

³³島根県立図書館所蔵、島根県文書課の旬報（明治9年から10年の裁縫科卒業生の名簿）には、「母里小学」として届けられている。

³⁴学制期の各文部省年報の付録公立小学校表には母里小学の記載のみある。

³⁵『文部省第三年報』、131頁。

³⁶前掲『島根県近代教育史』第1巻、215頁。

³⁷注10参照。

³⁸前掲『島根県近代教育史』第3巻、207～208頁。

³⁹明治5,6年文部省布達の各小学教則、第1章第2章によると、小学は6歳から13歳までの者が在学すること、各上下等8級に分かれ、毎級6ヵ月の習業と定めてある。

⁴⁰同上。

⁴¹前掲『島根県近代教育史』第1巻、193頁。

⁴²前掲『島根県近代教育史』第3巻、209頁。丙第90号、明治10年4月21日の島根県から因伯陰石郡への布達文。

⁴³島根県立図書館所蔵、旬報(庶務部、二、第一種、文書課)、自明治10年4月至明治11年1月の明治11年1月の文書。

⁴⁴同上。

⁴⁵前掲『島根県近代教育史』第3巻、207～208頁。

⁴⁶高野の学会発表資料(第31回日本教育史学会)を参照。

⁴⁷『平田町平田尋常小学校沿革誌』。

⁴⁸島根県立図書館所蔵『縣治要領』(庶務部、第1種文書科)の明治6年3月2日の記録に「平田小学」のことを「管内小学ノ創始トス」とある。

⁴⁹平田市立図書館所蔵、『学務綴』。

⁵⁰同上。

⁵¹島根県が明治12年3月10日に制定した「小学規則」の教則参照。

⁵²島根県が明治8年10月28日に制定した「裁縫教科例則」。

⁵³この表の数値は、裁縫科の対象年齢外である、7歳の女児数を含んで算出している事をことわっておきたい。

⁵⁴国立教育研究所『日本近代教育百年史』、3巻、1974年、612頁参照。